

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年2月6日（木）午後3時から午後5時00分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 鹿野伸二（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 小池健治（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 横田希代子（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 澤田康広（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 加藤匡倫（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 趙誠峰（第二東京弁護士会所属）  
弁護士 臼井智晃（東京弁護士会所属）  
弁護士 大空裕康（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

お忙しい中、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから裁判員経験者の方々との意見交換会を始めます。

私は、司会進行を務めさせていただきます刑事8部の裁判官の鹿野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、量刑にテーマを絞って御意見を伺いたいと考えております。

最初に、御出席いただいている皆様が担当された事件の内容を簡単に御説明しますので、皆様から、量刑に限らず、裁判員を経験されてどのように感じたかという御感想もいただければと思っております。

まず1番さんですが、被害者の元交際相手による住居侵入、強盗強姦事件ということで、検察官の求刑が8年、弁護人からは、場合によれば3年6月、重くても四、五年の間という具体的な数字が出て、判決は懲役6年6月と、

こういう事件でしたでしょうか。

1 番

はい。裁判員の通知が来たときにちょっと驚きましたけれども、結果的に  
お受けしてよかったと思っております。

普通に暮らしておりますと、何もなければ全く縁がないところでございま  
すが、事件にしる、新聞の記事にしる、今まで何も気付かないで過ごしてい  
たようないろんなことに目がいくようになりまして、私はとてもよかったと  
思っております。裁判官とか弁護士とかに対して、はっきり申しまして悪い  
先入観がございました。けれども、担当してくださった男性と女性の裁判官  
が、本当にそつなく、分からないところをすぐにいろんなアドバイスをくだ  
さったので、とてもスムーズに務められたような気がいたします。

司会者

評議の中で十分に意見が言えたと感じられたかどうか、そのあたりはいか  
がでしょうか。

1 番

はい、十分に意見が言えました。全部で何人かはちょっと忘れましたが、  
全員でとても活発に意見が言えるような状況でした。私も含めて皆さん素人  
でしたが、裁判官から、行為責任、要するに被告のやったこと自体に目を向  
けるようにということで、いろんな判例を教えてくださいましたので、とても分  
かりやすかったですし、とてもスムーズにいて、本当に裁判官が、悪い意  
味ではなく裁判員慣れしていらっしゃるという感じをすごく受けました。

司会者

ありがとうございました。

2 番さんが担当されたのは、被告人が被害者の女性を写真撮影とだまして  
ラブホテルに連れ込んで強姦致傷を犯したという事件で、検察官の求刑が懲  
役 6 年、弁護士からは、長期の刑はふさわしくないというような具体的な数

字を出さない意見があつて、判決は懲役5年6月になった、こういう事件でしたか。

2番

はい。僕、金融機関に満期まで勤めさせていただきまして、本当に多くの社会の方に感謝申し上げます。少しでも社会を明るくするためというんで、この裁判員で選ばれたということを実際に名誉に感じております。

人を裁判するというのは、本当に僕が逆の立場だったらどうだろうなということも、ちらっと自宅へ帰りまして考えました。僕は銀行に勤めて、警察のお世話にもなりませんでしたが、本当に幸せだったんだなという感じがすごくいたしました。ですから、被告が一生懸命弁解しているんですが、何かとっても哀れに感じました。

司会者

そのあたり、裁かれる立場と裁く立場というか、その立場の違いみたいなことを感じられたということになるんですかね。

2番

そうですね。

司会者

どうもありがとうございました。

3番さんの事件は、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反ということですが、これは、20代の女性を路上で包丁を使って脅してという事件だったということですが、検察官の求刑が懲役6年、弁護人は執行猶予が相当だと求め、判決は懲役3年、5年間の執行猶予になったと、こういう事件ですね。

3番

そうです。今回、裁判員という通知をいただいたときには、自分がそういうふうな責任ある立場でいろいろな意見を言わせていただけるなんてもう本当におこがましくて、加害者や被害者の方たちの今後の人生を大きく左右す

る裁判員として、とてもじゃないことだと思ひまして、すごくその使命といひますか、自覚といひますか、それにもう随分と悩みました。

家族にも相談しまして、5年前にちょっと病気をしたこともありますので、お断りしようとしたんですけれども、これは、やはりすばらしい経験をさせていただけるでしょうし、少しでもお役に立てるのならということでお引き受けをしまして、結果的には本当にすばらしい体験をさせていただいたと思ひておりますし、今後、自分自身が生きていく上での根底であります生き方といひますか、そこまで揺さぶられるようなそういう経験をし、また、自分の生き方を見詰め直すことができ、感謝いたしてあります。

司会者

ありがとうございました。

4番の方の事件は、住居侵入、強姦致傷事件、被害者が元同僚という、知り合いだった人の家に入り込んだという事件で、検察官の求刑が懲役7年、弁護人は懲役3年で5年間の保護観察、執行猶予を求め、判決は懲役5年6月になったと、こういう事件ですね。

4番

私も初めて参加させていただきましたけれども、大変厳粛な場所でありまして、生半可なことではいけないと。とにかく最初は、入った途端に頭がぼおとしちゃって、自分は何をやっているのかというほうが多かったと思ひます。ただ、終わった後、参加して非常によかったと思ひてあります。

司会者

評議の中では、意見を十分言えたとお感じですか。

4番

ええ。ただ、量刑については大変難しかったです。

司会者

また、その辺は後で伺います。

5番の方の事件は強姦致傷で、飲酒の上で路上で襲ったという事件ですね。髪を引っ張って引きずり倒して、姦淫自体は未遂に終わったという事件で、検察官の求刑が懲役8年、弁護人が5年が適当だという意見を述べて、判決は懲役7年、こういう事件ですね。

5番

はい。私も勤め人ですけれども、丸々1週間お休みを取らなければいけないというので最初悩みましたが、務めた後の感想ということだと、仕事をフルに1週間休んだ甲斐があったというか、それだけの成果があったと思っております。

いろんな感想はあるんですけれども、特にその中で私が強く良かったと思うのは、裁判員の方、同じ情報を見て同じ話を聞いて、それでここまで意見が違うのかと驚くぐらいでしたが、評議の場で、なぜ私はこう思うのかという情報をちゃんと出して、出しっ放しだと陰悪な雰囲気になると思うんですけれども、そこは裁判官の方がうまく中立な立場で情報を整理して、別にどこかに誘導しているわけではなくて、あくまでも相違ですね、意見のその相違を取りまとめるという、この非常にバランス感覚のとれた裁判官の姿を見て、私は仕事に戻って大いに参考になるなど。1つの意見だけを聞くのではなくて、いろんな多様な意見、それを聞く、あと、それをまとめる、これはサラリーマンとして出世するにも非常に有意義だったなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございました。

6番の方の事件は、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反ということで、親を殺す予行演習とした通り魔の事件なんですかね、幸い命を落とすことはなかったということのようですが、検察官の求刑が懲役15年、弁護人からは特に具体的な年数じゃなく、量刑システムの結果によって11年以下が適

当だというような意見が出ていて、判決が懲役10年ということでしょうか。

6番

ええ。私は、主人を亡くしまして、3年ぐらい会社で役員はいたしておりますが、もう冬眠の状態だったんですね。で、大変失礼なのですが、簡単にお引き受けいたしまして、簡単に参りまして、ただ、その内容の壮絶さに、あまりにも事件の内容がすごかったものですから、もう法廷から戻るときにみんなうなだれて戻ってきたのですが、ただ、今、5番の方がおっしゃったように、裁判官の方たちが本当にプロ的な感じで、まとめも評議の間も全てパーフェクトにまとめてくださって、ともすれば私など、加害者に対しても、どうしても親心というか御家族のことを考えたりします。でも、そういうところもちゃんと裁判官の方がおまとめになられて。また、お昼休みも、アットホームな感じで裁判長、裁判官のお二人がちゃんと仕切ってください、本当に、私にとりましてはとても有意義な内容でございました。

司会者

裁判官のほうでうまくまとめてというのは、裁判官が誘導しているというようなことは。

6番

それは全くございません。そういうことではなくて、例えば人間ですから、ともすれば感情的になりますよね、量刑にいたしましても。そういうところを全てプロ的な形で、ちゃんとした意見を言うてくださって、納得するということ。誘導とか、そういうことは全くございません。むしろ、私たちのほうが意見が活発でした。

司会者

ありがとうございました。

7番の方の事件は建造物侵入、傷害致死、凶器準備集合ということですが、複数の被告人がいて、一番重い人が求刑が懲役17年で判決は15年、ほか

については、検察官求刑が15年、判決が13年、13年、12年と。弁護人のほうは、いずれも特に具体的な数字の提示はなかったということでしたか。

7番

そうですね、この事件はマスコミで知っていたので、裁判員に選ばれたときに、どんなふうはこの事件の真相に迫っていくのかすごく興味がありました。衝撃的な質問とかいろいろあったんですけど、すんなりいったほうだと思うんですね。量刑についても、1週間前にほかの被告人のがあったので、それを基準に、割とすんなりいった裁判だったと思うんですね。

司会者

そのすんなりいったということは、評議ではあまり意見が出なかったということになるんですか。

7番

いや、その前の被告人のがなかったら、実際13年という基準の数字とかそういうものが出なかったの。そこからもって行って、割とまとまったという感じでしたね。

司会者

ありがとうございました。

では、最後になってしまいました。8番の方ですが強制わいせつ致傷、器物損壊、建造物侵入という事件で、これは路上での事件ですけど、2件あるんですね。路上での強制わいせつが2件と、それ以外にも学校に侵入して窓を割ったというような事件が入っている。それで検察官の求刑が懲役7年、弁護人は懲役3年で4年間執行猶予ということをもとめたんだけど、判決は懲役4年ということのようです。いかがでしたでしょうか。

8番

そうですね、初め裁判員に選ばれたときに、6番さんには失礼なんですけ

ど、殺人事件じゃなきゃいいな、ただ、そういう考えで僕もちょっと臨んできたんですけど、僕も仕事が警備の仕事をやっているんで、道路交通法なんかの法律にもちょっと勉強になるかなと思ったんでやってみたら、まさか本当に選出されると思わなかったものですから、ちょっとびっくりと。あと、量刑のときやっぱりいろんな意見が出ました。

僕自身、やってみてすごく仕事面の勉強になったなと思いますし、物の考え方もちょっと変わってきたような気がします。そういった意味でもやっぱりとにかく勉強になったって、それだけですね。

司会者

ありがとうございました。

今の御感想を伺った中でも量刑の話、少し出ておりましたけど、もう少し具体的に量刑の話について御意見を伺いたいと思います。

量刑というのは、もちろんニュースとかをご覧になっている中でも、こういう事件を犯した人は懲役何年だとかという話は聞いておられたと思うんですが、この裁判員裁判を経験する前に量刑というものをどういうふうに考えておられたのか、それが裁判員裁判に参加していただいたところで、多分裁判所からいろいろな説明があったと思うんですね、刑事裁判というのはこういうものです、だから刑というものはこういうものですから量刑というものはこういうふうに考えてくださいと。そういう説明があって、こんなものかと思われたと思うんです。裁判員裁判の手續の中での裁判官からの量刑の説明について、どのような説明を受けたか、どう理解できたかということについてちょっとそのときを思い出していただきたいのですが、どなたでも結構ですけど、ありますでしょうか。

4番

量刑ということは本当に難しいです。どこに基本を置いたらいいのか、何年のところへ基準を置いたらいいのか。私の場合は裁判長に分からないこと



は全部聞きました。説明をちゃんとしてくれて教えていただいて。本当に量刑というのは難しいですね。頭が痛かったです。本当にこれでいいのか悪いのかというのを考えると、よかったのかな、悪かったのかなというふうなのが強く残っています。

司会者

量刑が分からないということで質問されたときに、どういうふうなことだと理解されましたか。

4番

そうですね、最後の強姦ができなかったから少しは軽くてもいいのか、でも、内容からはもう少し重く置いたほうがいいのか、とありましたが、終わってこの刑が出てよかったなという感慨よりも、本当にこの刑でよかったのかと、そっちのほうが頭に残っていました。

司会者

ほかの方で量刑についての考え方というんでしょうか、多分いろんな量刑の要素というものが検察官、弁護士から示されたと思うんですけども、それをどのように考えているかに関して、裁判官のほうから説明を受けた内容について、何か御記憶されていること、御理解されていることがありませんでしょうか。

1番

私は、まず、量刑というのをそのときに初めて聞いたんですけども、裁判官が、いろいろ過去の判例で大体こういうことだと何年、これぐらいだと何年で、何年から何年と。で、この被告は執行猶予中の被告だったので、執行猶予がどうなるのかなんて私たちは全然知らなかったんですけども、要するに執行猶予が消えますと。で、何年となったものにプラスされますみたいなことをおっしゃって、そういうことをいろいろ説明していただいて。一番長い刑期を知らなくて申し上げますと、それに執行猶予が取り消された刑

がプラスされて長くなるとかいろんな説明を受けまして、ちょっと記憶は定かではないんですけども、すごく分かりやすかったし、皆さんもそれでいろんな意見を言うのに参考になっていたような気がいたします。

司会者

執行猶予の取消しという制度についての説明がちゃんとなされたということなんですね。

1 番

そうですね、はい。

司会者

いろんな量刑要素がありますが、それぞれのたくさんの要素をどういうふうに考えていくんだろうかというあたりについての説明で、何か御記憶があるところはありますか。

1 番

伺ったと思うんですけども、そのときは理解していたんですけどね。裁判官も、細かいことをたくさんおっしゃって。「多分皆さん、何か月かしたら忘れますよ。」っておっしゃって、そのとおりにになりました。

6 番

私は、まだ全てもう何か脳裏に焼きついてしまっているんですね。それで、ちょっと特殊な事件だったものですから、加害者の方も。ですから、量刑につきましても、それこそ親の立場になったりとか、そういうこともございましたので、それを考えると非常に迷いましたね。そういう点では裁判長、裁判官の方が全て、すらっとこれぐらいですよというようなことも説明してくださいましたし、そのほかのことも全て助言いただいて、それなりに皆さん納得なさってやることができました。

司会者

いろんな量刑要素をどう考えるかについて、5番さんはいかがでしょうか。

## 5 番

そうですね、私も時間が経っていて、そのときのことはちょっと記憶が薄れているんですけども、量刑にすごい時間をかけたなという思いがあります。データベースで、類似といいますか、参考になる事例をたくさん出していただいて、一つ一つの事件、こういうところがポイントですよと、この行為の悪質さ、もちろん事件はばらばらなのでまるっきり同じ事件というのはいないんですけども、このぐらいの悪質さで何年です、このぐらいの悪質さで何年ですということで、そういったたくさんの事例を裁判官の方から説明していただくと、この事件が相対化される、客観化されるということがありました。

量刑の考え方ということなんですけど、やはりそこは、この事件が始まったときの最初の説明会で一般予防という話があったんですけども、まさにどれぐらいの刑罰を科すのかというのは、その時々裁判官、裁判員の感情に走ったことで量刑を決めてしまうと、やっぱりそれってまちまちになっちゃって、どの裁判官に当たるかで量刑が変わってきちゃうというのは、それはよくないなと、その一般予防の観点からいえば非常によろしくないです。ですので、データベースに照らして、これぐらいのバランスをとって、この事件であれば具体的に当てはめてこれぐらいの量刑が妥当であるという、そのプロセスですよ、その考え方というのは本当にこの裁判員の経験の中でも中核だったなというふうに考えております。

## 司会者

今、一般予防という言葉が出ましたが、そういう言葉を使ったかどうか分かりませんが、過去の説明の中に、その人が何をやったか、そこが大事ですよ、あともう一つは、特別予防という言葉で言われると思うんですけども、将来その人が再び犯罪をするのだろうか、社会にちゃんと戻れるのだろうか、そういう2つの面があるんですよと、その刑罰の目的ですね、一般予防、特

別予防という言葉を使うかどうかに関わらず、過去に起こったことと将来への見込みと、この辺の区別をしましょうみたいな話はあったんでしょうか。

6 番

はい、ございました。

司会者

これから被告人が何をやったかという点をどういうふうに見るかということと、これから被告人がどうなるか、将来のことと、その考え方をどういうふうにバランスをとるかということについて、裁判官からの説明で何か御記憶に残っていることはありませんか。

7 番

そんなにはなかったと思うんですけど、団体の殺人なので、手を引くと言っている割には証言とかそんなものを隠しているところが多かったんで。

司会者

被告人の人数が多いということもあって、その辺のバランスがちょっと難しいんですかね。

7 番

ええ。ただ、残忍だったんで、殺人罪でもおかしくないような感じだったんで、それが傷害致死罪で多少軽くなっちゃうんですね、殺人罪と比べると。前例とか1週間前にやった人の裁判で何年と決まっているから、そこからやってくると、やっぱりその数字になっちゃったという感じですね。

司会者

やっぱりやった罪名というのは、ちゃんと枠があるという感じですかね。

7 番

ええ。

司会者

この辺の裁判所からの説明では、皆さんの裁判ではやっているのではない

かと思いますが、行為責任という説明をしているはずなんですね。やっぱりいろいろ量刑要素はたくさんあるけれども、その中では、本人がやった犯罪が何をやったかというのをまず最初に見てくださいね、法定刑の枠はあるけれども、法定刑の中で社会的類型としてこういう犯罪をこの人がやったんだから、その中で考えていって、その他のいろんな量刑要素というのは調整要素だというような話があったんじゃないかと思うんですけども、その辺の説明があったのかの記憶はおありですか。

4 番

ありました。

司会者

先ほどの一般予防、特別予防に似ているとは思いますが、その考え方というのは、お聞きになって納得できるものだったのか、何かちょっと違うなと思われたか、そのあたりいかがでしょうか。

4 番

聞いて納得できました。というのは、この事件は結構すごかったので、最後の思いだけが遂げられなかったということで、裁判長からいろいろな意見を聞いて、そういうふうになりましたけど。よかったですと思います、いろんな意見を聞きましたしね。

司会者

ほかの方々も行為責任的な話があったかという質問に対しては、うなずいていただいていたように思うんですけども、その話の内容について何か印象に残っておられること、考え方についてありませんかね。

8 番

僕の場合は、正味 18 時間の間に 3 件の事件を起こしたんですよ、第 1 事件、第 2 事件、第 3 事件と。第 1 事件と第 3 事件は同じ行為なんですけど、第 2 事件は中学校の窓ガラスを 2 枚割ったという行為だったんです。それで、

その学校に侵入したというのもあるんですけど、それをちゃんと弁償もしているし、被害者の方にも、示談金じゃないですけど、お金を用意していたという事情がありました。ただ、行為としては十何時間の間に3件の事件を起こしているんで、ちょっと悪質じゃないかと。そのときに、量刑としてパソコンでグラフとか見るといふのがありました。

司会者

今、量刑データを見てというような話があったので、量刑データの話も伺いたいと思うんですけども、ちょっとその前に、行為責任という考え方についてのお話を皆さんに伺いましたけど、検察官、弁護士側から、この段階で何か皆さんにこういう視点で伺いたいというのがありますか。

趙弁護士

今の時点では特にありません。

司会者

今の時点ではよろしいですか。

そうすると、今出た量刑データというものは、どこかのタイミングでは示されてそれを参考にされたとは思いますが、この量刑データというのは、今までの裁判例ですね、過去の裁判例、数多くか、少なくかは事案によって多少差はあるかと思えますけど、これはどういうものだというふうな形で示されて、どういうものと理解されたのかというあたり、何かその重みというんですかね、皆さんいかがでしたか、量刑データが示されてどういうふう感じられたか。

4番

難しかったんですね。すごく悪質なものと、いいものと、その物の考え方ですか、どういうふうにしたらいいか、その分け合いというのが非常に難しかったですよね。比べようがないでしょう、こっちはよくてこっちは悪いとしたら、これを半々にするのかというのもまたおかしい問題で、皆さんの

意見でいろいろやって、そういう形で、飛び離れていい悪いという、情状酌量の余地もあるということがあればものすごくいいんですけど、悪いほうばかりあると情状酌量の余地がないですよ、そういう場合が一番困りましたね。

#### 司会者

データ自体がそんなに詳しい情報が載っているわけではありませんし、ここに書かれている限られた情報の中で、それでどちらがいい悪いというのは議論があったんではないかと思えますけれども、そもそもそのデータ自体が、それをもとにしようというような、このデータって、過去にほかの裁判所がやっただけだから、自分たちは関係ないんじゃないのという感じの考え方もあり得るかと思うんですけど、その辺は。

#### 4番

だから、大体同じような事件を引っ張り出して比べたり、いろいろやったんですけど、そういう点では、非常にいい勉強になりましたけど、大変難しかったです。

#### 3番

確かに犯罪基準はすごく難しかったですけれども、そういう過去の類似したデータをずっと詳しく、一つ一つ丁寧に説明をしていただきましたので、本当に初めてでしたけれども、大体こういうようなことで何年、執行猶予があるとかないとかというふうな形もだんだん分かってきまして。まず最初に、初犯であるのか再犯であるのか、それと、自ら反省をして事件を起こしたその2日後に自首をしてきたことと、それと自身が反省をして示談に臨んでいること、それから若い青年でしたので、その人が本当に今後刑に服したほうがいいのか、そしてまた、環境が、その人を守っていこう、また引っ張ってあげようという、そんな家族とか上司の方々のそういう守り手の方がいらっしやったこと等々に鑑みまして、裁判員8人の方と裁判長、裁判官を中心に

協議して一つ一つ丁寧におろしていった上で、執行猶予をつけてということになりました。

司会者

今のデータの使い方として、1件1件、割と細かくご覧になったというお話ですけれども、先ほど申し上げたとおり、情報量としては非常に限られているわけですね。その中でそのデータというものは、やっぱりそれに合わせようというお気持ちは、何か皆さんお持ちであったということなんですね。

3番

そうですね、それをもとにして今回のこの事件がどこまでの重さがあるのかといいますかね、罪があるのかということではすごく参考になりましたし、それに基づいて、基準といいますかね、それが分かったのがよかったと思いますね。

司会者

量刑検索データが割と基準になったというお話があったんですが、ほかのところでは、ちょっと内容に関わりかねないところもありますが、量刑データというのはどういうものなのか、過去の例で、この事件ではないわけですし、情報も少ないわけですね。それをどういう感じの意味を持つものとして皆さん捉えられたかというのは、いかがですかね。ご覧にならなかったということはないですね、多分。皆さん、ご覧にはなっていると思いますけど。

6番

かなり参考にはなりましたね。あくまでも、タイトルで、深い内容は分かりませんので、ただ、参考には非常にさせていただきました。ただ、私が担当させていただいたのは、殺人未遂ではありますけれども、もっと深いんですね。ですから、皆さん初日と最後の量刑が決まったときには、本当に皆さん眠れないと。みんなで「夕べどうだった。眠れた。」って聞くと、「いや、



全く眠れなかった。」と言うことが多かったんですね、初日も、それから最後のときも。だから、あくまでもよかったのですが、最後までやはり4番の方のように、これでよかったのかなというのはちょっと残りました。だからそういうのは、どういう状態であってもそうだと思います、関わりましたら。

司会者

今のは、量刑データの関係というか、データに出ているところ以上のところで、やっぱりその事件がいろんな要素があったということなんですか。

6番

そうです。内容が非常に深かったものですから、被害者の方のことを思うと、とにかくもう心が痛みますし。

司会者

量刑データを示されたタイミングとかについて、皆さん、もうちょっと早く見たかったとか遅くがよかったとか、何かありますか。

8番

僕の場合は、タイミングはすごくいいときだったと思いますね。評議の2日目かな、そのときにいきなりもう量刑の話になったんで、それで裁判長の方が、じゃあ、こういうデータがあるんで、ちょっと見てみましょうかという時点ですべて出してくれたんで、参考にはなりました。すごく。

司会者

今、タイミングがちょうどよかったとおっしゃったのは、それがもっと早かったら、もっと遅かったらどういう点で問題が生じると思いますか。

8番

多分、もう量刑に関しては、ちょっと言い合いになっちゃったかもしれないですね。言い合いって、そんな激しい言い合いじゃないですけど、自分はこうだ、私はこうだって、そういうふうになっちゃった可能性もあるんじゃないかなと思います。

司会者

そうすると、量刑データが示されると、やっぱりそれを基準に皆さん考えようという雰囲気にはなるということなんですかね。

8 番

そうですね、一旦頭が冷やされるというか、冷静になれるので。こういう事件のときはこういう量刑になったのかとか、考える時間ができたんで、自分としては。だから、タイミング的には、僕はよかったんじゃないかなと思いました。

司会者

量刑データを示されると、この事案は似ているよね似てないよねとか、そういうところが議論になる可能性もあるのかなとは思いますが、そういう話が起こったのか、起こらないのか、量刑データの見方の中です。

7 番

私のときもありました、似たような団体の傷害致死罪で。護身でやった事件や、殺人罪との境目だとかが難しいという感じでしたね。

司会者

そうすると、そこでは、もうデータにある事件とこの事件とはどこが違って、どこの辺が似ているんだみたいな話をされたとかということなんですかね。

7 番

ええ。

司会者

ほかの方は。

2 番

僕のは、加害者が被害者に対して示談金を払い、なおかつ加害者が示談金を払ったから罪を軽くしてくれと。親も相当苦しい貧しい中から示談金を絞

り出して、被告も、示談金を払ったんだから、もっと罪を軽くしろと言わんばかりというんですか、お金さえ払えばいいじゃないかと。

司会者

量刑の要素というのがいろいろありますけれども、検察官とか弁護人の量刑要素に関する主張、立証があって、この辺が何か足りないよとか、この辺はもっとしてくれればいいのに、こんなの関係ないのにやっているとか、そういう訴訟活動と量刑評議で話したこととの結びつきでは何か感じられたことはありますか。

2番

僕は弁護人の方に申し上げたいんですけど、僕は素人です。だけど、もう少し社会的に広い目で見れば、こういう悪いことしているじゃないか、当たり前じゃないかとか、ましてや捕まらなければ何回やったっていいじゃないかという者に対して一生懸命弁護人が弁護しているんですね。

司会者

そのあたり、いろんなお考えが違う場合もありますし、弁護人も被告人の立場で活動しなければならないときもあって、お考えがなかなか伝わらなかったかもしれませんけれども。ちょっと今、ほかの方にも、弁護人と検察官の量刑上に関する訴訟活動として、何かご覧になって気づいたことというのがありますか。

8番

僕は、ちょっと被告人質問のときに、えっと思ったことがあったんです。被告人、見た感じおとなしい人だったんですけど、検察官は、女性の方お二人だったんですけど、被告人は女性に対して悪いことをしたものですから、結構口調が、ちょっと強く言い過ぎるんじゃないかなと思ってどきっとしたんですよ。結構、どなるわけじゃないんですけど、強い口調で言ったので、えっと僕はびっくりしたんですよ。感情的になったっていう感じで。

司会者

そういうものは、プラス・マイナス。

8 番

そうですね、ちょっとマイナスなイメージは持ちました。

7 番

私のときは、検察官が肝心なことを尋ねても、ほとんどの被告人が、もう記憶にない、真っ白で覚えていないって、そればかりなんですよね。だから、そういうところをもっと突っ込んでもよかったのではないかと。だから、何聞いても覚えてないとかそればかりなんで、肝心なところはもうそうやって隠されたという感じだったんで。

司会者

その辺は、検察官としては、量刑の要素としては何を主張したいと考え、主張しているのか、皆さんに考えてもらおうとしてやっているということになるんですかね、何か伝わらないんでしょうか。今の質問はどちらが被告人に対してした質問なんですか。

7 番

検察官が被告人に対して。

司会者

被告人のほう覚えてないと答えているということなんですかね。

7 番

ええ、複数の方がそうでしたね。

司会者

それはどっちに働くんですかね。

7 番

手をやいているような感じに見受けられたので。

司会者

責任逃れをしているように見える場合もあれば、本当に覚えてない場合もあればということもあるんでしょうけども。

7番

バックがあって、これからも怖いというイメージがあるんじゃないかと。

司会者

なんでそういう状況になっているかというのは、なかなか分からないということですかね。

7番

ええ。

司会者

ほかに何か弁護人、検察官の主張している内容について。先ほど裁判所のほうでは、行為責任、何をやったかが大事ですよと言いましたけれども、弁護人の活動としては、多くは例えば反省だとか被害弁償だとか、そういう話も結構重要になってくるでしょうけれど。

4番

逆にちょっとお聞きしたいことがあるんです、検察官と弁護人に。今の量刑などは、我々と一緒に、データでやっているのか、それを参考にしてずっと同じような刑、同じような犯罪で調べていっているのか。例えば7年とかぴたっと出してきますけれども、やっぱりそれは参考にするものがあるからでしょうか。

司会者

検察官の方、いかがでしょうか。

横田検事

裁判員裁判が始まる前からのデータ等がございます。それから検察官が日頃から仕事をしていて、この事件でこのぐらいの判決がきたとか、過去こういう量刑だったというのを判例で調べたりもしますので、そういう検察官の

体にしみついたというか、頭の中にインプットされているデータの感覚も参考にしますし、上司に聞いたり、同僚に聞いたりしてどうかなというのを考えますし、過去のデータというものも参考にはいたします。

ただ、データというのは全部拾えているかどうか分からないところがありますので、やはり最終的には、一つ一つの事件で過去のデータと重ね合わせてこの事件はどうかなという、そういう思考回路、恐らく、量刑評議のときの考え方とどのぐらい合致しているのか分かりませんが、検察官も、ぱっと思いついたことをただ求刑しているというものではございません。データは参考にしているというふうにお考えいただいてよろしいかと思います。

4 番

ありがとうございます。ただ、我々の最後の結論が出ますよね。そうすると、検察官から出した年数とそんなに開きがないんですね、5年も6年もという極端な開きがない。やっぱりデータというのが本当に要るものだと感心しましたんですけども、弁護人の方なんかもそういうふうにはやっていらっしゃるんですか。

趙弁護士

弁護人は検察官と違いまして、そういうデータベースみたいなものをたくさん持っているわけではないんです。検察官というのは、こういう刑事事件をずっと専門的に扱っていますけれども、弁護士というのは、こういう刑事事件もやれば民事事件もやって、いろんな仕事をしているので、検察官ほどちゃんとしたデータがあるわけではないです。ただ、裁判員裁判に関しましては、裁判員の皆さんがご覧になったのと同じデータベースを我々も見る事ができるので、同じデータベースを見て、弁護人は弁護人なりにそのデータを見ながら意見を言っているというのが実情です。

4 番

ありがとうございました。

司会者

今の検察官，弁護人の説明をお聞きになって，実際，裁判の場では，検察官の主張，弁護人の主張と評議とが結びついてたかどうかというのはどうなんですかね。

5 番

ちょっと今のお話と直接の回答になってないかもしれないんですけど，私が裁判員に参加して強く思ったのは，弁護人の方には大変失礼なんですけれども，もう全然力の差があって，やっぱり検察側の組織，巨大な組織があって，作っているプレゼンテーションのメモもすごいきれいだし，プレゼンテーション能力も非常に高くて，聞いているほうは，ああ，そうだと，何てひどい事件だというふうにやっぱり引き込まれるんですね。

それに対して弁護人の方の作成されているメモというのは，ちょっと検察に比べるとすごい貧弱で，あと，情報量が少ないせいか，もちろん被告人の立場に立っていろいろ訴えかけてはくれるんですけども，説得力というか，やっぱりバックにある情報量がすごい少ないというふうに感じたんですね。だからこそ裁判官，裁判員というのは，そういった力の差にやっぱり惑わされないようにしなきゃいけないのかなというのはすごく印象に残っています。紙もそうですし，検察官の方のほうは，やはり理路整然と追及していくんですね。ぶれないんです，全く。それに対して弁護人は，防戦一方という形で，もう圧倒的な力の差を見せつけられてしまって，検察官は説得力あったよねという感想でした。

司会者

今，横で6番さんがうなずいておられたように見えたんですが。

6 番

はい。ただ，それは立場の問題だと思います，私は。ですから，立場上そのような形になるのは致し方ないと思います。あとは受け取り方ですから，

我々の。ですから、当然、検察官のほうが、有利と言ったら変ですけども、裁判というのはそういうものだと思うんですね。それは、もう言葉のずれが出て仕方がないと思います。

司会者

そういう中で検察官というのは、一番最後に論告の中で求刑というのをしますよね。この求刑が、懲役何年を求めるといふ、これはどういうふうにお感じになりましたか。その求刑というのが持つ意味というものについては、これも裁判官から説明があったんでしょうかね。

4 番

はい。大変難しいんじゃないかと私は思っていましたけれども、こっちの出すほうも難しいけど、特に検察官、弁護人の方というのは、どの罪をどういうふうに、狙っているのかという言い方は悪いですけども、置いているのか、やはりさっき言ったとおり、データを見ながらやるのか、一番頭を悩ましますね。

司会者

先ほど量刑データはそこそこ重みがあったという話があったんですけども、求刑については、自分たちが決めて考える中で、どういう重みがあるものだと感じられたかという点はいかがでしたでしょうか。説明があったのか、それとも説明ではなくて御自身がそう感じられたのか、両方のパターンがあると思いますけれども。求刑というものが量刑評議される中で、その重みというんですか、求刑は単なる意見ですよという感じで考えるのか、やっぱりこの求刑を重視して考える感じになるのか。

場合によってはあるかなとも思うんですけど、評議をする中で、その求刑がこうだからというような話にはなっていくんですかね。

7 番

ええ。



6 番

ただ、求刑は厳しいものだ、そういう捉え方をしておりますので、ですから、そこをまず頭に置いてやっていたね。

司会者

求刑というのは厳しいというと、やっぱり求刑よりは判決は下がるんだというような感覚をお持ちでしたか。

6 番

私はそのように思っておりました。

司会者

それは、裁判員に参加される前からそう思っておられたということなんでしょうか。それとも裁判員をやって。

6 番

いえ、そうじゃないです、その前から。

司会者

昔からそういうものだと思っていたんですかね。

6 番

はい。そういう潜在意識というか、間違っていたかもしれませんが、そう感じておりました。

司会者

3 番さんはいかがですか。

3 番

私は、今回の事件に関わらせていただきましたけど、比較的弁護人の方も検察官の方も本当に、かえって検察官の方が、この件の加害者である本人の罪はもちろん言っていてされているわけですが、本当にその人の、その時点の同じ目線に立って求刑というものをされて、すごく常識的に、人間的だなんて、かえって私は検察官の人はすごく少し優しいんじゃないか

など思うぐらいに受け止めました。

そしてまた、弁護人の方は本当に丁寧に微に入り細にわたって、今回の件に関してこのようにして検討していますという、本人のこれからのことも鑑みて弁護されていたように感じたりしますと、こういうふうに検察官であっても弁護人であっても、本当に人間というその観点から、これほど裁判の結果というのは違ってくるんだなと感じました。

司会者

今の3番さんの事件というのは、数字だけを見ると、検察官の求刑が懲役6年のところが懲役3年、かなり下がっているんですけど、検察官も執行猶予の可能性はあるというような、そういうような訴訟活動だったということなんですかね。

3番

それはおっしゃらなかったんですけども、執行猶予がついてもそうだなと、そのように私は受け止めましたですね。

司会者

その刑が重いか軽いかというのと、執行猶予か実刑かというのは同じレベルなんですか、何かちょっと違うんですかね。

3番

本人のためにも執行猶予をつけたほうが良いという事件である場合と、そうでない場合が当然あると思います。だからその点で、その人間の本質といえますか、その方が本当に自分自身が反省をしているという、今後のことも鑑みてということで執行猶予をつけても、そんなふうに感じました。

司会者

執行猶予が問題になったような事案というのは、3番の方と8番の方。行為責任、何をやったかが問題だという話をしたところで、例えば執行猶予をつけるかどうかというのは同じ次元の話なんでしょうか、何か違う考慮とい

うのは働くんでしょうか。

8 番

僕らの場合は、弁護士さんのほうは一応執行猶予をつけた求刑を言ったんですけど、検察官の方は執行猶予のつかない、この事件に関して一番重い7年かな、だったと思います。被告人の方も若かったもんですから、若ければやり直しきくだろう、でも、やっぱり執行猶予をつけたんじゃあ、また再犯のおそれがあるかもしれないというか、お酒を飲んでたせいもあったんで、酒飲んだらどうなるか分からない。結局は、検察官の求刑よりちょっと軽い刑になりましたが。

司会者

皆さん、いろいろ伺っていて、やっぱり事件ごとにキーになったポイントはあったかと思うんですけども、そういう中で、ちょっと最初に戻ってしまいますけど、裁判所のほうでは説明の中で、行為責任だとか、いろいろ言っています。また、弁護士、検察官はいろんな要素を説明しますが、そのいろんな説明の要素の中で、軽重というんですかね、どういう要素が重いんだ、軽いんだというものというのは、分岐点があるような大事なポイントに絞ってくると、なかなかそういう議論、どこを大事にしましょうとかいう話はしにくいんでしょうか。やっぱり皆さんその事件での、この事件はここが決め手という感じで決めて話しておられるように感じるんですが。

6 番

いや、内容をかなり深く追求いたしまして、それで考えて回答させていただいたつもりです。

司会者

尺度というんですか、一体何をもとに量刑って決めていくんだらうかというのが、やっぱり一番最初難しいと思うんですね、どうやって決めていくか。

6 番

やはりそれは行為責任といたしますか、ここになると思うんですね。

司会者

その行為責任という言葉自体は、やっぱり頭には残っておられるんですか。

1 番

突然裁判員になって、事例は自分たちが担当した事件だけですよね。それで、量刑に関しては説明がございしますが、要するに、殺人は何年から何年、強盗は何年から何年ってそういうふうに言われましても、比べるものがないんですね。だから今、本当に感じたんですけれども、言葉は悪いんですけど、すごくざっくりした感じですよ。このようなことで一人の人生が、例えば6年でよかったものが10年になったり、そういうことになってしまっていないかなという疑問はちょっと感じました。

今、司会者のほうから、よく話し合われましたかみたいなことをおっしゃいましたけれども、比べるものがないんです。テレビとかで見聞きするのは、殺人事件とか、かなり重いものしか報道されませんよね。でも私たちが担当したのは、ほとんどが、まあ殺人に至ったものが1件あったみたいですが、ほとんどが強盗、強姦、路上でのめめごと、そういうことに関しては知識がないんですね。それで、これは執行猶予を含めて6年6月ですが、重いか軽いかって分かりません。やっぱり、裁判員になって量刑を下すときに裁判官の方が3人いらっしゃったんですけれども、その方たちの1票も裁判員の1票も同じ1票ですとおっしゃったんです。その言葉がすごくずしんと来たんですね。

私たちは、本当に説明を聞いて、4日間ぐらいだったと思うんですけど、たった4日間で、プロの方が何年もかけて積み重ねてきた知識と比べるべくもないと思うんです。それを同じ1票だと言われて、量刑を決めるということはとても重いことだと思いますので、もう少し知識というか、もっと細かに、こういうことがあるからプラス何年になるとか、そういうことを情報として

裁判員の方に与えてあげたほうがいいんじゃないかなと思いました。

司会者

大事なところだと思うんですけども、いろんな量刑要素、ここはいいとか悪いという議論はするけど、それが数字に結びつかないんですよ、何年って。今、最後おっしゃったように、例えばこういうことがあれば、これはプラス6か月ですよと、これは1年ですよというルールは全然ないわけなんです。そうすると、それはどういうふうに、どの程度と考えましょうかというのは、皆さんの評議で変わってしまうんですけど、そういうときには何が参考になるのか、何が欲しいと思われませんか。

4番

やっぱり何か、基準と言えぱおかしいけれども……。

1番

やっぱりそれはデータベース。

4番

このぐらいまでのがありますよ、それであと上はこういうふうになります、下はこういうふうになりますって説明されたけど、全然その目線がないわけですよ、比べようがないんです。だって、同じような事件が1つでもあったかという、我々が見たデータでは全部1件1件違うんですよ。だから、どこをどういうふうに基準にしたらいいのかという、何て言うんですかね、そこが……。

司会者

細かいところまで含めて同じ事件というのは全く存在しないと思うんですけども、このような事件という意味では、何か似たような事件はありそうな気もするんですけども。

4番

はい、ありますね。

司会者

それをグループで捉えるというような、そういう見方というのは、データベースというのは、やっぱり皆さんが数字に結びつけて頼るのは、そこしかないということになってくるんで、そういう見方というのはされるんですか、データベースをご覧になったとき。

5 番

いろんな事案，事件がある中でのグループ化という話があったんですけど，印象としては，どちらかというところグラデーションになっているという感じでして，やっぱり事件の悪質さの度合いが薄いものから濃いものまで非常にグラデーションがあって，この事件をどこに位置付けるのかという作業をずっとしていたと思うんですけども。そこで，もちろん一つとして同じ事件はないんですけども，この事件はこれだけ悪質なんだよということが裁判員の何か心象の中ではっきりと自分なりの意見というのが決められるような情報が欲しいんです。そのときに，データベースのあの何行かだけではもちろん分からないので，そこで私が参加した事件では，裁判官が，この類似の事例ではこういった背景がありました，この事件との類似はここでしたという丁寧なフォローがあったので，そういった補足の説明ですよね，それがあれば，一人一人の裁判員の中での，悪質さ，そのグラデーションのプロット化ですね，その作業というのはできると思います。だから，データベースは十分と思います。

司会者

ただ，その情報量を多くすると，どんどん件数が増えてきたりとか，事件内容はこんな事件というのが増えてきたら大変じゃないですか。

5 番

私が参加したのでは，最初にたくさん示されて，その後，裁判官が特に誘導するわけではなくて，裁判員のみんながいろんな意見を言い合って，この

事件は結構似ているよねというので全員で件数を少なくして行って、最終的には4件か5件ぐらいに絞り込んで徹底的に議論しました。最初は、やはりいっぱい事例は示してもらったほうがいいと思います。

司会者

頼るのは、量刑データということになってくるんですかね。ほかの方々はいかがですか。

6番

求刑ですね、そちらもかなり参考に私はいたしました。そのデータは、あくまでも内容が一つ一つ違うと思うんです、同じ殺人にいたしましても内容的なものが。ですから殺人は別としましても、未遂の場合。ですから、私が携わらせていただいた事件にしましても、ちょっと内容的に特殊でしたので、加害者の方の障害がなければ、もう本当に殺人に匹敵することでしたから、それぐらいのことだったんですね。ただ、いろんなこと、内容的なものを考慮した上での量刑になりましたけれど。

司会者

求刑もそれなりの重みを持って感じるということなんですかね。

6番

すごく思いました。

司会者

どうやってその議論を具体的な数字に結びつけるかという点に関しては、ほかの方で何か意見ありますか。

4番

数字にあらわすというのは難しいですよ、はっきり言って。どういうところがよくて、じゃあ、5になるのか、4になるのか、また、10になるか、8になるかというのは難しいですよ。

司会者

何か評議の中で、それで参考になった、この点が参考になったんだみたいなのはありませんか。

8 番

やっぱり僕の場合は、検察官の求刑もそうだったんですけど、データベース、それで少し絞り込むじゃないですか、絞り込んだ上で、このぐらいが妥当だというふうにデータ出るんですけど、線引きをどこからしていいのか、ちょっと分からなくなっちゃうところもあるんです。未遂で終わった事件もデータベースに載ってましたんで、これ未遂じゃないよねって、そういう考え方もちょっと変わってきちゃったもんですから、だから、やっぱりどこから線を引いていいのか、どこを基準にしていいのか、本当に分からなくなっちゃったこともありました。

司会者

量刑に関して、検察官、弁護士から、何か裁判員の方々に伺いたいことがございましたら。

趙弁護士

量刑データについてなんですけれども、評議によって違うかもしれませんが、グラフと、あと、少し個々の事件の一覧表みたいなものがあつたかと思うんですけれども、グラフが参考になったのか、それとももう少し詳しい個々の事件ごとの表みたいなもののほうが参考になったのか、その辺についてお伺いしたいなと思います。

司会者

両方ご覧になった記憶はありますか、グラフとか表になっている部分と、事例ごとの事例一覧表とかいうのと両方ご覧になってますかね、どちらが参考になったかという質問ですけれども。

趙弁護士

何となく、さっきグラデーションというようにお話ありましたけれども、



それがどちらかといえばグラフに近いのかなと思ったんですけども、全体の中で、この事件はこの辺かなという感じで参考にされたのか、それとももう少し細かい情報を見て、この事件はこれに近いかなとかというような感じ、そっちのほう情報が情報としては参考になったのか、そのあたりについて聞かせていただければと思いますけれども。

司会者

どうぞ。

5番

事例を絞り込むときには、もちろんグラフを参考にしまして、検察の求刑の年数と、弁護人が主張している年数、それぞれグラフではこうだよねと。で、その中で、やっぱり上限と下限のところの事例をそれぞれ抜き出してきて参照してどんどん狭めてきたので、最初のうちは、もちろん入り口はグラフですけども、その先、そのときになったら詳細なほうだけを参考にしていました。

司会者

ほかの方々はどうですか。印象として、グラフのほう印象に残って、それが参考になったという感じなのか、結構、事例一覧表のほうで事実関係などを見て、これは似ている、似ていないとかいうことで参考になったのか。

2番

僕のほうは、量刑に対して、満期までいると、36歳ですか、それで半年少なくすると35歳、すると、ハローワークで36になるとすごく仕事の率が少ないというんですね。そうすると、みっちり刑務所で矯正して、それで刑務所から出てきた方がいいが仕事がないというと、また再犯を犯すと。ですから随分考えました。

司会者

ほかの皆さんは、一覧表とグラフについて何か記憶に残っているところが

ありますか。

7 番

やっぱり僕なんかもグラフですね。ほとんどがグラフと、あと、一覧表でも、かいつまんだ大体こういう事件を起こしたらこれだけの刑になるという。

司会者

そうすると、やはりそちらの事例一覧表のほうをかなりご覧になったということになりますか。

7 番

そうですね。

司会者

1 番さんの事件のときには、その一覧表というか、グラフみたいなのはどうですか。

1 番

グラフは覚えているんですけども、事案のほうのは、すみません、もう失念しております。

弁護人は、ベテランの方で、ずっと被告と面接をしていて、大体このぐらいにしてほしいと言っている。裁判官からは、同じ強盗強姦でも軽重があるからということで、口頭で説明を受けました。裁判が始まる前の日まで、全面的にずっと否定していた被告が別人のようになって出てきたというふうにおっしゃって、弁護人から、このぐらいが妥当かなという量刑は伺いましたが、その後、裁判官からデータによって説明を受けたことは覚えておりまして、それで皆さんで評議をしたという記憶があります。

司会者

グラフと、弁護人が求める意見と、もちろん検察官の求刑意見も御記憶はありますか。

1 番

あんまりないんです，すみません。裁判のときに質問している光景は，やっぱり被告を突きとめるのが検察の方の役目だし，でも，もう全部全面的に認めているので，弁護士から特に何も意見は出なくて，割とスムーズにいったほうじゃないかなという感じなんです，裁判自体が。知り合い同士のもめごとだったものですから，評議のときはいろんな量刑についていろいろ話をして，最後には落ちついたという感じですね。すみません，記憶がもう大分薄れていまして。

司会者

事例一覧表については，もう記憶がないということなんですかね。

1 番

申し訳ございません。

横田検事

皆さん，事例一覧表はご覧になったという方もおられるようなんですが，その事例について，ちょっとコメントが書いてあるようなものをご覧になるときに，こういうことを注意して見てくださいねということで裁判長あるいは裁判官から何か注意があったかどうか，そういうことを記憶しておられるかどうか，ちょっとお伺いしたいのですけれども。

例えば，非常に事件の概要を大ざっぱに書いたものですから，そんなに詳しくないんですよとか，大ざっぱに見てくださいねとか，そういうようなご注意がありましたでしょうか。

4 番

言われたような気がしますね。最初に，例えばグラフにしてもデータにしても，見方というのは，ちょっとこういうところを気を付けてとか，その言われたことを今ちょっと覚えていないんですけども，そのように言われたような気がします。

3 番

全く同じものではないですけれども、類似する事件に関して一つ一つ説明していただきました。渡す前に説明がございました。

司会者

ほかの方で、何か記憶しているところありますか。

8 番

多分言っていたような気はするんですよ。ただ、内容はちょっとやっぱり覚えてないですね。

7 番

私のときは、こちらのほうから、集団暴行のやつをちょっとどういう経緯だったのか調べてくれという感じで。

司会者

むしろ、裁判員の方から裁判所に出してくれと。

7 番

はい。

司会者

示すときに、こういうデータはこういうものですからねみたいな話は出ましたか。

7 番

その場で言われたのは、大ざっぱにしか書いていないと。

司会者

検察官、よろしいですか。

横田検事

はい。ありがとうございました。

司会者

では、この辺で量刑についての話は終わりにしまして、また最初に戻りますけれども、裁判員というお仕事、重責を終えられたということで、これから

も新しく裁判員になられる方がいらっしゃいますので、そういう方々に対するメッセージとかがあればお伺いしたいと思っております。

また1番さんからでよろしいですか。

1番

そうですね、最初に参考になったとかいろいろ申し上げましたけれども、そればかりでなく、やはり裁判を受ける人のことをちゃんと考えてあげて、責任を持って臨んでほしいなと思います。

それと、よく新聞とかでたくさんの方が辞退をしたとか、そういう風潮でございまして、私、要するに法廷内で知られることは話してもいいということを経験された方に最後に言われて、ちょっとびっくりしたんですけれども、裁判員でお休みしたりしたもんですから友人にお話をしたら、「えっ、大丈夫。」って言うんですよね。「みんな嫌がっているでしょう。大丈夫だったの。」って。そういう意見が多くて、新聞を見てもそういうことばかり出ていますよね。事件がすご過ぎて辞退をしたとか、インターネットのニュースとかでも出たりするんですけれども、そういうのはもう間違いだと思いますので、そういうことをやっぱり払拭したほうがいいと思うので、義務とかそういうことではなくて、うまい言葉が見つかりませんが、裁判員に選出されたら、やっぱり裁判所へ顔を出してみようかなという気持ちを持ってほしいなと思います。

司会者

ありがとうございました。

2番

僕は、裁判員のことを女房以外に誰にも口外してございません。現在、町会の役員をやっておりますが一切口外してございません。

これからの後輩に僕が言いたいのは、自分を捨てるということですね自分を捨てて、結局少しでも世の中が明るくなるためということを考えて、せつ

かく選ばれたんですから、それを全うするというのが僕、本当じゃないかなと思うんです。

一人でも多くまともな人間になって早く社会に復帰するということですね。だから、自分を捨てて明るい社会をつくるということを念頭に置けば、と思います。

司会者

そうですね。

では、3番さん、どうぞ。

3番

罪を憎んで人を憎まずという言葉がございすけれども、やっぱり事件を起こしたその本質を見抜いていただいて、今後、加害者の方も被害者の方も、過去は過去として、それぞれが次の第二、第三の人生に向かっていけるような、本当に裁判自体がその人それぞれの灯台になれるような、そういう光をかざしていただけるような、そういう裁判員の方であっていただきたいなと思っております。

司会者

ありがとうございました。

4番の方。

4番

そうですね、真面目に皆さんと仲よくやっていかれたら一番よろしいんじゃないですかね。選ばれた中で、こういう公判に出て、皆さんと仲よく親しくできれば一番いいかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

5番さん、お願いします。

5番

これから務められる方へのメッセージということで、なかなか難しいんですけども、裁判員嫌だなというふうに思われている方の中でかなり大きな理由として、自分なんかとか、中立な判断ができないとか、多分そういった自信のなさというのがあると思うんですけども、私、経験して思ったんですけども、そういう気負いは要らないと思うんですよね。さっきの話を繰り返しになっちゃうんですけども、同じ被告人の言葉、家族が来たりとか、いろんな同じ情報を受け取って、反応はもうばらばらだったんで、結局誰も中立な意見というのは出せない。多分裁判員ってそういうことは求められていないと思うので、素直に自分がこの事件と向き合っただけのこと、それを出していいと思うんです。感情の行き過ぎたところ、私も出ちゃったんです。それは、裁判長を初め裁判官の方がちゃんと補正してくれますし、必ず違う意見の裁判員の方がいらっしゃるんで、そこは意見をぶつけていく過程の中でだんだんおさまっていくんで、自分じゃ務まらないんじゃないかなという気負いというのは要らないと思うんです。

私のちょっと個人的な話をさせていただきたいんですけども、私も最初、中立じゃなきゃってすごい頭でっかちにいつちゃったんですけども、私の事件で被告人の奥さんから、ひどい犯行を起こした被告人を「私は見捨てない。」「この人を信じ、ちゃんと支えていく。」という話を聞いて、本当衝撃を受けて、事件そのもの、行為責任という考え方からすると外れるのかもしれないんですけども、更生可能性、この人は本当に出所した後に立ち直れるのかなどうかなということを総合的に考えないと、刑事裁判というのは、きちんとその全体像を見ることができないなということは強く感じたんです。ちょっと取りとめがないんですけども、そういうふうに感じました。

## 6 番

今、私が思っていたことを5番の方が大体おっしゃってくださって同感なのですが、私も、本当に人の命の大切さ、そういうものがありますから、携

わった間にやせてしまったんですね、私も。何かいただけなくなっちゃったんですね、本当にその内容的なもので。ただ、それを裁判官の方たちが多少なりとも雰囲気をやわらかくしてくださって進行していただけたというのは、やはり躊躇なさらずにお受けいただきたいと思います。どのようなところなのか、ましてプロではないんですから、当然意見が分かれても仕方のないことだと思います。ただ、それを正してくださったり、正してくださると言うのはちょっとまた語弊があるかもしれませんが、それをちゃんとまとまるようにさせてくださっていますので、それは私もこれからお務めする方には、やはりもう絶対に躊躇なさらないで出ていただきたいと思います。

司会者

裁判官の中でも意見は割れるわけですからね。

6 番

そうです、それは当たり前のことですから。

司会者

7 番さん、お願いします。

7 番

そうですね、法廷という場所に普通は入れない、体験できないんで、そういう貴重な体験をみんな選ばれたらしたほうがいいと思いますし、今後、自分の人生についてプラスになると思いますから、まず選ばれたら体験してくださいと思いましたね。

司会者

ありがとうございました。

8 番さん、いかがでしょうか。

8 番

そうですね、僕も選ばれたときは、えっ、まさかって思いましたし、初め皆さんと顔を合わせたときは本当にもう緊張感でいっぱいだったんですけど、



進めていくうちに緊張が取れてきたんですよ。ですからこれからやる方も、  
気負いなく皆さんと接してやってほしいな、そう思います。

司会者

どうもありがとうございました。

どうも本当に長い時間ありがとうございました。

以上